造林木（立木）販売公告【熊本県】

下記により、造林木を一般競争入札により販売いたしますので、買受希望の方は、造林木等売買契約約款、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター入札心得及び現物を熟覧のうえ入札していただけるようご案内いたします。

なお、一般競争参加資格確認通知書（造林木等の販売）の交付を受けた者の中で、共同申請による入札が可能となっていますので、ご活用の上、入札に参加してください。

令和７年５月８日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林整備センター
九州整備局長　丹保　博人

１　販売物件及び所在地
２　現地説明の日時及び集合場所
　　別紙「販売物件一覧表」のとおり

３　入札及び開札の場所並びに日時

場　所	熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1 中小企業大学校　人吉校　中教室
日　時	令和７年６月 25 日（水）13 時 30 分

４ 競争参加資格

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではありません。

(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（以下「森林整備センター」という。）における 令和５年度から令和９年度の一般競争参加資格（造林木等の販売）を有すると認められた者又は国有林野事業に属する林産物の売払契約に係る一般競争に参加する資格（以下「国有林野参加資格」という。）の登録を受けている者（以下、「有資格者」という。）であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は参加できません。（手続開始の決定後、上記(2)の再認定を受けた者を除きます。）

(4) 農林水産省又は国立研究開発法人森林研究・整備機構の指名停止を受けている期間中では参加できません。

(5) 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力への対応に関する規程第２条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。

５　入札手続等

(1) 担当部署　〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前４丁目 11 番 19 号

博多駅前パークサイドビル６階

国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター

九州整備局 総務課　　電話番号　092-433-1422

FAX 番号　092-433-1427

E-mail　kyu-fukuk@green.go.jp

(2) 造林木等売買契約約款、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター入札心得の掲載場所

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターウェブサイト

アドレス https://www.green.go.jp/keiyaku/kokoku/index.html

ウェブサイトが閲覧できない場合は、上記５(1)の担当部署あてお問い合わせください。

(3) 販売物件に関する資料交付について

期間：公告日から開札日の前日までの毎日、９時から 17 時まで

（行政機関の休日及び毎日の 12 時から 13 時までの間を除きます）

方法：上記５(1)の担当部署又は E-mail、現地説明会において交付します。

※E-mail による交付にあたっては、必ず公告日、物件番号、社名、住所、電話番号、代表者名、担当者名を明記の上、上記アドレスへ送信してください。当方より添付ファイルにより交付します。

(4) 共同申請について

有資格者の中で、共同申請による入札を認めます。なお、共同申請にて入札に参加する場合は開札日の５日前(行政機関の休日を除く)までに、書面にて九州整備局長あてに申し出を行ってください。

【共同申請における注意事項】

①必ず代表者を定め、入札はその代表者が行ってください。

②契約の締結及び売買代金の支払は代表者が行うこととします。

③契約締結後における買受人の責任者は代表者とします。

(5) 入札保証金及び契約保証金　　免除します。

(6) 入札書の提出方法

当日	事前
開札日の13時30分までに開札会場へ持参	郵送により開札日の前日(行政機関の休日を除く)の 17 時までに到達

国有林野参加資格の登録を受けている者が、同資格をもって入札に参加する場合は、同資格の資格確認通知書の写しを持参（郵送）してください。また、競争参加資格審査申請書変更届を届け出ている場合は、併せてその写し又は変更事項が確認できる書類を持参（郵送）してください。

郵送にあたっては、入札書を封かんのうえ入札者名及び物件番号を記載し、「入札書在中」と朱書してください。又、これを書留郵便若しくは配達証明郵便により、下記の担当部署へ提出期限までに到達くださるようお願いします。

なお、初回の入札で落札者が決定しない場合は入札・開札場所に出席している者のみで、直ちに原則１回の再度入札を行うこととします。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載することとしてください。

－郵送による入札書の送付先－

〒860-0802

熊本県熊本市中央区中央街２番 11 号（熊本サンニッセイビル 6 階）

国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター

熊本水源林整備事務所 契約管理係　　電話番号　096-311-5550

FAX 番号　096-311-5551

(7) 入札の無効　　入札心得によります。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限に達した価格の入札者のうち、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

6　その他

(1) 伐採許可申請等

売買契約締結年度の次年度以降においては、森林法その他の法令に定められた手続きを買受人が行うこととします。

(2) 売買代金の納付期限

売買契約締結日から 30 日以内とします。

(3) 合法性･持続可能性の証明

売買契約書に記載することにより証明します。

(4) 別紙「販売物件一覧表」の材積は、立木材積であり、素材材積ではありませんのでご注意ください。

(5) 搬出期間について

別紙「販売物件一覧表」の「搬出期間」のとおり。

なお、国又は都道府県等が木材の供給調整を実施する場合にあっては、売買契約で定めた搬出期間に関わらず、買受人と森林整備センターで協議のうえ、搬出期間を延期する等の協力に努めるものとします。

また、協議の結果、売買契約書で定めた搬出期間を延期した場合においては搬出延期料について免除するものとします。

別　紙　　【熊本県】

販　売　物　件　一　覧　表

（種別：立木、皆伐）

物件番号	物件の所在地				販売物件					搬出期間	現地説明日時及び集合場所
	郡･市	町･村	大字	字	樹種	林齢	面積 (ha)	本数 (本)	立木材積 (㎥)		
25 － 194	球磨郡	多良木町	槻木	スタノ尾	スギ	61・62・64	8.01	6,588	5,987.56	5年	令和7年6月4日（水） 9時00分 集合場所:宮崎県児湯郡西米良村村所 「鶴瀬」交差点（三叉路）
	スタノ尾 造林地				ヒノキ	61～64	13.23	11,912	7,283.59		
					アカマツ	63	0.61	123	88.79		
	194 林班				合計		21.85	18,623	13,359.94		
25 － 222	球磨郡	水上村	岩野	水清谷	スギ	64	7.89	4,467	5,230.62	5年	令和7年6月4日（水） 14時30分 集合場所:「カントリーパークほいほい広場」 熊本県球磨郡水上村岩野２４０４
	水清谷 造林地				ヒノキ	64	1.85	1,932	1,313.20		
	222 林班				合計		9.74	6,399	6,543.82		
25 － 267	球磨郡	水上村	岩野	水清谷	スギ	63	3.61	1,379	1,587.33	3年	
	水清谷(3) 造林地				ヒノキ	62・63	4.56	3,242	2,579.15		
	267 林班				合計		8.17	4,621	4,166.48		
24 － 1387	球磨郡	五木村	乙	上小鶴	スギ	49	－	190	210.54	3年	令和7年6月5日（木） 10時30分 集合場所：「白滝公園」駐車場 熊本県球磨郡五木村乙1532-1
	上小鶴 造林地				ヒノキ	49・50	16.67	12,254	5,045.67		
	1387 林班				合計		16.67	12,444	5,256.21		

1:150,000

熊本県
（五木村・水上村）

「この地図は、熊本県知事の承認を得て5000分の1の森林地形図を複製したものである。
（承認番号 森林整第662号・令和6年（2024年）1月12日）」

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R6JHf73」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

1:120,000

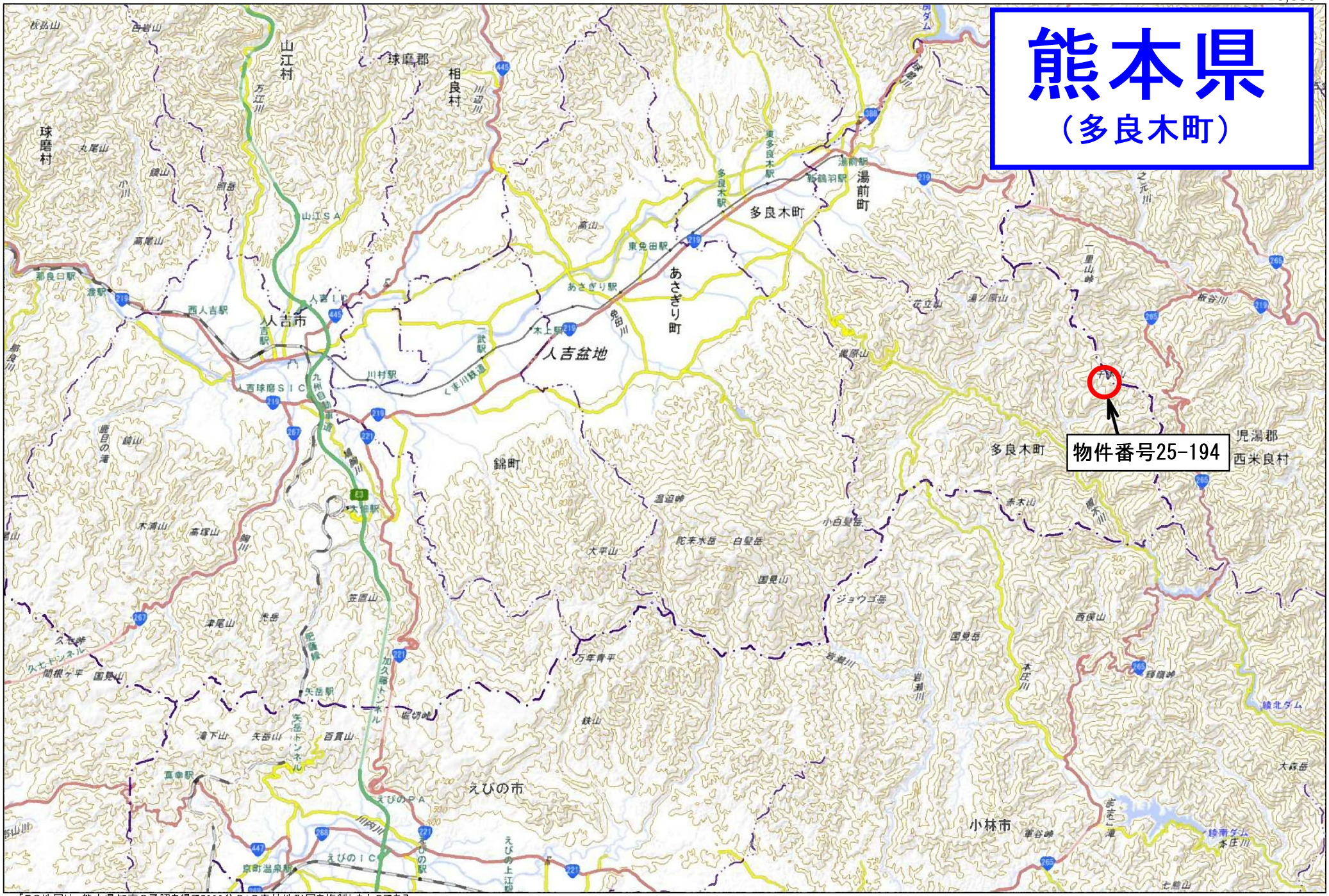

「この地図は、熊本県知事の承認を得て5000分の1の森林地形図を複製したものである。
（承認番号 森林整第662号・令和6年（2024年）1月12日）」

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R6JHf73」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」